する者に参考人として会議に出席し、当該会議において求められ

た事項について説明を行うことを求めることができる。

消費者委員会 ワーキング・グループ設置・運営規程の改正案 新旧対照表(案)

改正案 消費者委員会 ワーキング・グループ設置・運営規程 消費者委員会 ワーキング・グループ設置・運営規程 平成26年3月25日 平成26年3月25日 消費者委員会決定 消費者委員会決定 最終改正 平成30年2月8日 最終改正 令和 年 月 日 消費者委員会令(平成21年政令第216号)第四条の規定に基 消費者委員会令(平成21年政令第216号)第四条の規定に基 づき、この規程を定める。 づき、この規程を定める。 第一条~第四条 (略) 第一条~第四条 (略) (ワーキング・グループの会議) (ワーキング・グループの会議) 第五条 (略) 第五条 (略) 2 · 3 (略) (略) 2 • 3 4 座長は、必要により、臨時委員又は専門委員をオブザーバーと 4 座長は、必要により、臨時委員、専門委員、行政機関職員又は して会議に出席させ、関係事項について説明を求めることができ 当該会議における調査審議事項に関して識見を有する者にオブザ る。 ーバーとして会議に出席し、意見を述べ又は説明を行うことを求 めることができる。 5 座長は、必要により、当該審議事項に関して識見を有する者を 5 座長は、会議の各回ごとの調査審議事項及びこれに関係する事 参考人として会議に出席させ、関係事項について説明を求めるこ 項に関する説明を得る必要があると認める場合には、臨時委員、 とができる。 専門委員、行政機関職員又は当該調査審議事項に関して識見を有

現 行	改正案				
第六条~第九条 (略)	第六条~第九条 (略)				
附 則 この規程は、平成26年3月25日から施行する。 この規程は、平成27年3月24日から改正施行する。 この規程は、平成28年9月6日から改正施行する。 この規定は、平成30年2月8日から改正施行する。	附 則 この規程は、平成26年3月25日から施行する。 この規程は、平成27年3月24日から改正施行する。 この規程は、平成28年9月6日から改正施行する。 この規程は、平成30年2月8日から改正施行する。 この規程は、令和 年 月 日から改正施行する。				

現 行				改正案			
(別紙)				(別紙)			
ワーキング・グループの名称・目的・構成員			ワーキング・グループの名称・目的・構成員				
(◎:座長、○:座長代理)				(◎:座長、○:座長代理)			
ワーキング・グルー	目的	構成員	nm(ワーキング・グルー	- 目的	構成員	
プ名称				プ名称			
消費者法分野におけ	消費者法(取	○ 池本 誠司	委員	消費者法分野におり	ナ 公正な市場を	片山登志子	委員
るルール形成の在り	引分野)にお	◎ 鹿野菜穂子	委員	るルール形成の在	実現するため	○ 新川 達郎	委員
方等検討ワーキン	けるルール形	髙 巖	委員長	方等検討ワーキン	/ <u>の</u> 消費者法	◎ 丸山絵美子	委員
グ・グループ	成の在り方 <u>及</u>	樋口 一清	<u>委員</u>	グ・グループ	(取引分野)	山本 隆司	委員 <u>長</u>
	<u>び</u> ルールの実	山本 隆司	委員		におけるルー		
	効性確保に資				ル形成の在り		
	する公正な市				方 <u>、</u> ルールの		
	場を実現する				実効性確保に		
	ための方策並				資する方策並		
	びに行政、事				びに行政、事		
	業者、消費者				業者及び消費		
	の役割につい				者の役割につ		
	て検討するこ				いて検討する		
	ک				こと		